

ある。又領事館は、一九〇八年四月十三日法律第五十二號に依つて制定された所によつて領事裁判權を執行し、其管轄區域内にて若し原告被告兩方とも日本人なる時は司法裁判權を掌理するのである。

五九〇

此等の複雑なる機關の統一に付て日本人は目下其企劃中であつて、各方面の抵觸を免れ、協力して滿蒙經營の大政策を發展せしめんと期してをる。

第二章 司法上の建設

第一節 法院と民政署

△司法制度の沿革 日露戰役には滿洲に在る日本臣民に對する司法關係の事項は軍事法廷の管轄に屬して本國の法令を適用し、占領地内の支那人に對しては別に軍律を制定して違反者を懲罰した。一九〇五年六月關東州民政署の成立するや、民政長官は滿洲軍總司令部の司法委員となつて、司法事務の執行に當つたが同年十月關東總督府官制頒布され、翌年六月總督府令を以て關東州審理條例を制定し七月十一日より施行した。審理所長以下の職員は民政署員中より總督が之を選定する事となり専門の職員を置かなかつた。此司法委員時代に於ては唯一の準據法とし

て關東州刑事審理規則、民事審理規定及び刑罰令を制定して覆審制度を採用したものであつた。

一九〇六年七月總督府廢止され、都督府官制の公布さるるや同時に又勅令を以て關東都督府法院令を公布し、九月一日より實行した。此處に於て州内の司法事務は始めて専門的管理機關が備はつたのである。法院は高等法院及地方法院によりて組織され、其準據法は地方の法規習慣を使用する外日本の民法商法等を參酌する事が出來、一九〇八年九月勅令を以て關東州裁判令發布さるるや、日本帝國の民法、商法、刑法、刑事訴訟法及び其他の必要な法典はすべて關東州内に適用し得る事となつた。一九一九年六月關東州裁判令の一部を改正し、民政署長に屬する裁判事務以外はすべて地方法院に於て之を管理することとなつた。

一九〇八年四月の法律第五十二號は、滿洲に於ける領事裁判の上訴に對して、之を都督府高等法院の管轄に移し、同時に領事の豫審に係る重罪の公判をも之を地方法院に移した。又外務大臣は國交上必要ありと認めれば領事管轄の刑事事件を地方法院の裁判に付する事が出来る。

△關東廳法院 法院は關東長官に直屬して州内の民刑事訴訟の裁判及び訴訟事件の事務を掌理するものであつて、地方法院と高等法院とに分たれ、地方法院は單獨の裁判官に依つて第一審の

五九一

案件を審理し、高等法院は三人の裁判官(合議制)に依つて第一審に不服なる上訴案件を審理するのである。法院は裁判官専任八名、檢察官専任三名、及通譯、書記等若干名によつて編成されてゐる。今法院の名稱、所在地及管轄區域を列擧すれば

名 稱	位 置	管 轄 區 域
關東廳高等法院	旅 順	
關東廳地方法院	旅 順	旅順民政署管轄區域
地方法院支廳	大 連	大連金州普蘭店貔子窩各民政署

△各法院の審理事件 茲に一九二〇年の調査に據り各法院受理の審理事件を次に分述すれば

法 院 別	民 事			刑 事		
	受 理	既 済	未 済	受 理	既 済	未 済
高 等 法 院	五〇	三四	一六	七九	七六	三
地 方 法 院	三三	二五	八	六五三	五五六	九七
大連支廳	四五六	二九〇	一六六			

今刑事處罰人員の數を次に列記すれば

法 院 別	罪 名	日 本 人			支 那 人			外 國 人			合 計
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
高 等 法 院	無期禁錮	一	一	二							
	有期禁錮	二	一	三							
	罰 金	三	一	四							
	拘 留	一	一	二							
計	六	三	九								
地 方 法 院	無期禁錮	一九九	一五	二一四	一七二	三	一七五	三七二	二	三七四	八
	有期禁錮	二	一	三	三五	一	三六	五〇	一	五一	
	罰 金	一五	一	一六	一七七	一	一七八	一七七	一	一七八	
	拘 留	一	一	二	一	一	二	一	一	二	
計	二八〇	一七	二九七	三九一	三	三九四	六六六	五	六七一	八	

總計 三四三八 三九八三 一一 七四二 一一

五九四

以上の統計に據れば犯罪者は支那人最も多く、其最も恥づ可きは、特に管刑を犯す者が多い事である。管刑なるものは法律中最も軽いものではあるが、日本人が我同胞を懲す點から之を觀れば、特別に我國人の人格を蔑視するものである。嗚呼自國の領土に居ながら、他國の法律の制裁を受けねばならぬとは、誠に痛心すべき事ではないか。

一九〇六年九月の關東州裁判令の發布に依つて、民政署長及び民政支署長は、二百圓を超過せざる金額又は二百圓を超過せざる價格の物の民事事件に關し裁判の權限を有し、一九一九年六月の裁判令の一部改正に依つて又其權限を縮小され専ら登記事務に限らる事となつた。

第二節 關東廳警察と領事館警察

△警察の設置及び組織 一九〇五年六月關東州民政署成立するや、其分課中に警察部を設けて警察行政の中央機關となし、同時に旅順金州等の民政署及び支署には皆警察機關を設けて、警察行政を施行することとなつた。是れ即ち滿洲警察制度の權限にして、此より後官制の改變に伴ひ屢々改正されたが、其基礎は依然として前の通りである。

現在關東廳には警務局を設けて、滿洲警察行政の總機關とし、地方には警察署を分設して、警

察行政を施行してをる。

其官制は、關東廳の管轄下に在るものは、關東長官に於て之を任命し、鐵道沿線の警察事務に當らしめる、關東廳警務局内は之を次の三課に分つ。

(一) 警務課(取扱事項次の如し)

- 一、警察區劃及配置に關する事項
 - 二、警察官の服務規定及規律に關する事項
 - 三、警察官教習及び監督に關する事項
 - 四、警衛及び警備に關する事項
 - 五、警察賞與に關する事項
 - 六、巡查、巡捕の進退及身分に關する事項
 - 七、巡查の退隱料及遺族扶助料に關する事項
 - 八、警察官の給與及貸與品に關する事項
 - 九、警務局中の他課の主管に屬せざる事項
- (二) 保安課(取扱事項次の如し)

五九五

- 一、高等警察に關する事項
- 二、行政警察に關する事項
- 三、司法警察に關する事項
- 四、犯罪即決に關する事項
- 五、消防に關する事項

(三) 衛生課 (取扱事項次の如し)

- 一、保健に關する事項
- 二、防疫に關する事項
- 三、醫務に關する事項

△警察の配置 警察署の設置さるゝ地方は、即ち其行政權司法權の及ぶ地方であつて、之を法理の屬地主義によれば、獨立國家の領土には決して他國の警察設置を許されないのである。但し我國は法律上例外の虐待を受け、他國に對して我領土(租借地)に領事裁判權及行政權、警察權の施行を許してゐるが、我國權を喪失すること日本に對するが如く甚しきは他に無い。

警察署名稱	位置	管轄區域
旅順警察署	旅順	民政署管轄區域と同じ
大連警察署	大連	
金州警察署	金州	
普蘭店支署	普蘭店	
貔子窩支署	貔子窩	
營口警察署	營口	關東州より湯岡子及營口に至る
瓦房店支署	瓦房店	關東州より蓋平に至る
大石橋支署	大石橋	蓋平より湯岡子に至る
遼陽警察署	遼陽	湯岡子より沙河及烟臺炭坑に至る
鞍山支署	鞍山	湯岡子より首山に至る
奉天警察署	奉天	沙河より新台子に至り又蘇家屯より石橋子並びに撫順線之撫安に至る
本溪湖支署	本溪湖	石橋子より草河口に至る
撫順支署	撫順	撫順線全部

五九八

鐵嶺警察署 鐵嶺 新台子より中固に至る
開原支署 開原 中固より満井に至る
長春警察署 長春 満井より長春に至る
公主嶺支署 公主嶺 郭家店より劉房子に至る
四平街支署 四平街 満井より郭家店に至る
安東警察署 安東 草河口より安東に至る

以上警察署九ヶ所、支署十ヶ所合計十九ヶ所にして此外に尙派出所若干ありて各管轄地域内に分駐してゐる。

△領事館と警察との關係 關東廳の設くる警察機關は、州内及州外の滿鐵附屬地を管轄し得るに過ぎぬが、支那の領土内に居留する日本人は、領事館所屬警察署の管轄に屬し、關東廳警察と領事館警察との聯絡を謀るが爲め、滿洲に於ける各領事官は又都督府事務官（目下關東廳事務官）を兼任する事となつた。右は一九〇八年に規定されたことであるが、現在領事館警察署は、牛莊、遼陽、奉天、鐵嶺、長春、安東等の數ヶ所にある。

△警察職員の配置 一九二〇年度に於て、日本が滿洲に所有する警察職員の配置は次の通りである。

警察署	支署	派出所	職員
州内	三	一一〇	七九四
州外	六	一三六	六五二
領事館	六	六〇	三〇四
總計	一五	三〇六	一、七五〇

思ふに以上の各警察機關は、大體奉天、吉林兩省合計二十縣位に分れ、復縣、蓋平、海城、營口、遼陽、鐵嶺、開原、昌圖、梨樹、撫順、本溪湖、鳳凰城、安東、長春等の如き縣境域にはすべて置かれてある。

△犯罪概況 一九二〇年の調査に據り犯罪人百人以上の種類を次に分述すれば

州内外	種類	日本人		支那人		外國人		合計
		男	女	男	女	男	女	
賭博	等	三	六	八	四	一	一	九七〇
傷害	罪	一	一	一	一	一	一	三六
竊盜	等	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一、二六六

五九九

州	内		外							州内外 計
	強	盜	強	竊	賭博	鴉片烟罪	加其他各事統計	警察法外之統計		
横濱	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
加其他各事統計	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
州内外 計	五七	二	三、九六	四	一	一	一	一	一	四、五九二

第三節 監獄と領事裁判

△監獄 關東廳の監獄事務は最初一九〇五年には軍政署警察事務の一部に屬して居たが、一九〇六年九月一日都督府民政部内に監獄署を設け旅順に本監を大連に支監を設け、出張所を金州

に設けた。而して一九〇七年には、支監出張所を廢止して旅順本監に移した。是れ即ち滿洲の總獄である。今關東廳監獄署中の年末在監人數を次に比較すれば

年 度	日本人		支那人		外國人		合 計
	男	女	男	女	男	女	
一九一六年	二六	一	二六	一	一	一	五四
一九二〇年	二〇	一	二九	一	一	一	五二

△領事裁判 我國の法律の不完全なるが爲め、外國は我國の領土内に於て領事裁判權を有するものである。日本が我國に於て領事裁判權を取得したのは、一八九六年（光緒二十二年）十月締結された日清通商航海條約に基くものである。其第三條に曰く『日本は外國との通商の爲め現在開放せられ或は將來開放せらるる清國の港市内たるを問はず、利害關係ある必要の場所を認めれば總領事、領事、副領事及代辦領事を派遣駐劄せしめ裁判管轄權を享有する事を得』とあり。領事裁判事務は、一八九九年に定められたものであつて、即ち訴訟事件及び非訴訟事件並びに登記に關する事務であるが、一九〇八年に及び滿洲の領事裁判を規定し、重罪の公判は、關東廳法院に移し領事官裁判の終審をも亦關東廳高等法院に移し領事官は單に輕微なる犯罪の豫

審を審理するに過ぎぬこととなつた。

第三章 軍事上の施設

第一節 駐屯軍の由来

我國の領土にあり乍ら他國軍隊の駐屯を認容せしめらるゝは、全く強國の弱國に對する一種の壓迫行動である。日本が滿洲に對して軍隊を派遣駐屯せしむる所以は、即ちポーツマス條約及び日支滿洲善後協約の規定に基きて鐵道守備の任に充つるものである。最初は鐵道千米突毎に十五名内外の兵を派し、遼陽、鐵嶺等を衛戍地とし、獨立守備隊司令部を公主嶺に設けたものであるが、其後日本は威嚇手段を以て滿洲を鎮壓せんと欲し、勝手に兵を派したが我國は何等之に抗議しなかつたのである。最近の調査に據るに南滿鐵道及安奉線の兩沿線に駐屯する日本軍は一ヶ師團以上であつて、其總司令部を旅順に設けて發遣の權を握つてゐる。此外に日本軍の朝鮮に駐屯するものは合計二ヶ師團以上あり、安奉線に依り朝に朝鮮を出發すれば、夕には奉天に到着する事が出来、滿洲に事の起つた曉には、滿洲は全く日本軍の跳梁の儘に委せらるゝのである。

第二節 軍事の配置

- (一) 關東軍司令部 日露戰爭當時日本は滿洲に軍政を施行したが、戰爭終了後は都督府を設立し、内に陸軍部を設けて以て滿洲駐屯の各軍隊を統轄した。其後一九一九年四月都督府を廢止して新に關東廳を設け更に陸軍部を取消して別に關東軍司令部を設けて以て滿洲の最高軍事機關となし、軍民分治を實行するに至つた。
關東軍司令長官は、親任の陸軍大中將を之に充て、天皇に直屬して關東州及滿洲に於ける陸軍諸部隊を統率し、且つ關東州の防備及鐵道沿線保護の任に當る、其司令部は參謀、副官、兵器、經理、軍醫、獸醫、法官等の七部に分たる。
- (二) 駐劄師團 各要地に駐屯する部隊は、司令部を遼陽に設け、各部隊を關東州内及び南滿鐵道沿線の各要地に置く。
- (三) 獨立守備隊 獨立守備隊は、南滿鐵道守備の任に當り、公主嶺に司令部を設け、其各大隊は普蘭店、長春間及び奉天、安東間に分駐し、合計約六個大隊である。
- (四) 旅順要塞司令部 司令官は關東軍司令官に隸屬して、要塞防禦計劃を擔任する。
- (五) 旅順重砲兵大隊 關東軍司令官に直屬し旅順要塞警備の任に當る。
- (六) 關東憲兵隊 本部を旅順に、分隊を鐵道沿線に夫々設けて軍事及び警察事務を輔佐す。